

事務連絡
令和3年9月21日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」
の施行に伴う民間手続等の電磁的方法による書面交付について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、各法律により規定されている民間手続等について、電磁的方法により行うことを可能とする見直しが行われ、9月1日より施行されたところです。

これにより、建設業関連では、下記の書面の交付について電磁的方法により行うことが可能とされましたので、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○電磁的方法により行うことが可能となった民間手続等における交付書面

- ・ 建設工事の見積書
- ・ 特定専門工事に係る元下間の合意をするための書面
- ・ 前払金保証の保証金の請求に係る書面
- ・ 建設リサイクル法に基づく対象建設工事の届出に係る事項の説明のための書面

以上

(添付資料)

- 参考1 建設業法（建設工事の見積書）
- 参考2 建設業法（特定専門工事に係る元下間の合意をするための書面）
- 参考3 前払法（保証金の請求に係る書面）
- 参考4 建設リサイクル法（対象建設工事の届出に係る事項の説明のための書面）

(担当) 事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp